

〈借金の返済でお困りでは  
ありませんか?〉

公益財団法人日本クレジッ  
トカウンセリング協会では、  
クレジットや消費者金融等  
の返済でお困りの方からの電  
話相談を無料で受け付けてい  
ます。全国どこからでも市内  
への電話と同じ料金でかけら  
れます。(公衆電話を除く)

▼受付時間

月曜日～金曜日  
午前10時～午後0時40分  
午後2時～4時40分

▼問

公益財団法人  
日本クレジット  
カウンセリング協会  
☎0570-031640

お詫びと訂正

広報みはる8月号で誤りが  
ありましたので、お詫びして、  
次のおり訂正いたします。

●全国大会出場報告

(8ページ)

▼誤 市川結愛さん(三春  
小学校6年生/ダブルス  
女子の部)

▼正 市川結夢さん(三春  
小学校6年生/ダブルス  
女子の部)

▼誤 ソフトテニス大会に  
出場する市川結愛さん(左)

▼正 ソフトテニス大会に  
出場する市川結夢さん(左)

相続登記Q&A

「特に親に尽くした子の相続分について」

連載第十回

Q. 先日、父が亡くなりました。私は、父が大病を患っていたため、仕事を辞め、6年間父と一緒に暮らして、ずっと父の看護をしていました。私には兄が1人いますが、兄は「父の財産を法定相続分(各2分の1)のとおり分割しよう」と提案してきました。私は6年間父の生活費や医療費を援助しながら看護をしてきたのに、何もしていない兄と相続分が同じなんて納得ができません。兄より多く相続を受けることはできませんか?

A. あなたは、父の看護に特別な貢献をした分だけ相続財産とは別に寄与分が認められる可能性があります。

▼寄与分とは?

民法第904条の2では、  
①亡くなった人(被相続人)  
が行っていた商売を無報酬  
で手伝うことや、②被相続  
人に対し、私財を提供して  
看護をするなど、被相続人  
の財産の維持等に対して特  
別の貢献をした相続人に対  
して、貢献度に応じて法定  
の相続分より多く財産を取  
得する権利を認めています。  
このプラス分の財産を「寄  
与分」といいます。

▼寄与分が認められるためには?

右記のような特別の貢献  
が必要となります。単に「親  
の面倒を見ていたから相続  
分を多めに欲しい」と主張  
するだけでは、寄与分は認  
められません。

寄与分は、原則として共  
同相続人間の協議で行われ  
ます。仮に協議が調わない  
ときは、家庭裁判所に審判  
を求めることができます。

今回のケースでは、あな  
たが父の看護に当たり生活  
費を援助していたことや、  
病気の医療費を支払ってい  
た事実等が特別の貢献とし  
て認められれば、寄与分と  
して法定相続分にプラスし  
て財産を取得することができます。



このようなトラブルを避  
けるため、あらかじめ遺言  
書を作成することで、貢献  
した人に対して確実に財産  
を残すこともできます。

※遺言書の作成については  
第4回「遺言書が争いを  
防止する。」(平成29年広  
報みはる3月号)を参考  
にしてください。

今回のテーマは、「親から  
支援を受けていた場合の相  
続」です。

▼問

福島地方務局  
☎024-534-2045

広告欄

広告欄